

企画競争説明書

業務名称：北米・中南米地域（広域）With／Post COVID-19
禍下における強靱な社会共創のための人材及び
インフラ開発に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：21a01158

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年3月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2022年3月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：北米・中南米地域（広域）With/Post COVID-19 禍下における強靱な社会共創のための人材及びインフラ開発に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年6月 ～ 2023年3月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

中南米部 中米・カリブ課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件では、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限：2022年3月17日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2022年3月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年4月8日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) 現地再委託経費：パイロット事業の実施、あるいは支援
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 一般業務費（資料翻訳費：西文→和文）：9,000,000円
 - b) 報告書作成費（和文→英文及び西文）：900,000円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 現地で必要となる分は、全てUS\$建てを以て計上して下さい。
 US\$1 = 115.26円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
 契約交渉の段階で確認致します。

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／Build Back Better
 - b) 強靱な社会構築に向けたインフラ開発
 - c) グリーン・エコノミー

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
 約 21人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年4月26日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること

とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：中南米地域での複数国に渡るインフラ開発及び地域計画策定調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／Build Back Better（2号）

➤ 強靱な社会構築に向けたインフラ開発（3号）

➤ グリーン・エコノミー（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／Build Back Better）】

- a) 類似業務経験の分野：地域社会経済開発、レジリエンス強化支援に係る各種調査（地域総合開発及び地域社会経済開発計画策定に関する業務。なお、災害やパンデミック等からの復旧・復興支援を含むレジリエントな地域社会経済開発計画策定の経験があればより望ましい。）
- b) 対象国・地域又は類似地域：中南米・カリブ地域
- c) 語学能力：英語。なお、西語を理解することが望ましい（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）。
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 強靱な社会構築に向けたインフラ開発】

- a) 類似業務経験の分野：社会・経済のインフラ開発に係る各種調査
- b) 対象国・地域又は類似地域：中南米・カリブ地域
- c) 語学能力：英語。なお、西語を理解することが望ましい（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）。

【業務従事者：担当分野 グリーン・エコノミー】

- a) 類似業務経験の分野：民間セクター開発、農水産バリューチェーン、防災・気候変動分野に係る各調査
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は

省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／Build Back Better</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>強靱な社会構築に向けたインフラ開発</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>グリーン・エコノミー</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「北米・中南米（広域）With/Post COVID-19禍下における強靱な社会共創のための人材及びインフラ開発に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）当該地域における開発の現状・課題及び本調査の位置付け

新型コロナウイルス（以下「COVID-19」）の世界的な感染拡大により、全世界の感染者数は3億9,000万人、死者数は570万人に及んでいる¹。中米・カリブ諸国においても、感染者数は6,000万人、死者数は160万人に及んでおり²、感染者数世界15位のメキシコや、人口当たりの感染者ではメキシコを上回るパナマ、グアテマラ、キューバ等、現在においても爆発的に感染が拡大している国が複数あり、各国の医療・保健システムのみならず、経済活動にも深刻な影響を与えている。また、水際対策を徹底していた東カリブ諸国についても、特に2021年9月以降複数の国において感染が拡大している状況である。

JICAは2021年に「中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」を実施し、同地域においてCOVID-19禍が与えた社会システムへのインパクト及び協力ニーズについて情報収集・分析を行うとともにパイロット事業も実施し、今後の開発の方向性について提言を行った。この結果として、社会・経済インフラ開発、産業開発のための民間セクター・バリューチェーン開発、グリーン・エコノミー及び気候変動対策の推進等に優先的に取り組む必要性を確認し、またデジタル・イノベーションの志向、日米間のアジェンダでもある不法移民発生の根本問題の解決に向けた取り組みについても併せ検討することが提言された。加えて、COVID-19禍下においても中米・カリブ地域と日本の地方との間で双方の地方創生に向けた取り組みが開始されており、この取り組みを深化させることでより強靱なコミュニティの形成に貢献し得る。係る状況を踏まえ、中米・カリブ地域においてCOVID-19禍下における更なる強靱な社会構築に向けたより良い復興（Build Back Better）に資するための取り組みに係る情報収集を行うべく、本基礎情報収集調査を実施することとした。

1 2022年2月7日時点。WHOウェブサイト (<https://covid19.who.int/>) より。

2 2022年2月7日時点。REUTERSウェブサイト (<https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/regions/latin-america-and-the-caribbean/>) より。

(2) 中米・カリブ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本調査の位置づけ

外務省「開発協力重点方針（2020年）」（2）グローバルな課題への対処、「『人間の安全保障』の理念に基づくSDGs達成に向けた協力」に合致し、同方針の対中米支援におけるインフラシステム輸出、格差是正（保健、教育、人材育成、治安）、防災・災害復旧、また対カリブ支援における基礎社会サービスの確立に資する。また、対象国に関する我が国の国別開発協力方針にも合致し、且つ今後の協力方針の改訂の際の検討材料となるものである。更に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」における「法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着」及び「経済的繁栄の追求」にも資する。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、中米・カリブ地域においてCOVID-19禍下における更なる強靱な社会構築に向けたより良い復興（Build Back Better）に資するための取り組みに係る情報収集を行うとともにパイロット事業を実施し、「中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」において優先的に取り組むべき必要性があると分析された移民課題、新しい産業の担い手も含めた民間セクター及びバリューチェーン開発、グリーン・エコノミーへの移行、地方創生・地域豊穰化に加えて、各国重点セクターである基礎社会サービス確立に資するCOVID-19禍下における強靱な社会共創のための人材及びインフラ開発に係る分析・提言を行うもの。

既に各国政府、JICAや他ドナーにより進められている調査等の情報を十分に把握した上で、文献レビュー、本邦関係者への聞き取り、遠隔での実施も含めた現地調査を通じ実施する。なお、「中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」及び「キューバ国経済改革に向けた人材育成ニーズに係る情報収集・確認調査」にて組織した有識者会合を踏まえ、今次調査においても調査内容に照らし、適切な有識者の参画を検討する。

(2) 調査対象国

JICA 事業の対象国である中米・カリブ 23 ヶ国を調査対象とする（渡航国は調査を通じて決定）。なお、下線を引いた、JICA 在外拠点が存在する 13 カ国及びガイアナを優先対象国とする。

【対象国】

メキシコ、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア、パナマ、エルサルバドル、ベリーズ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ハイチ、セントルシア、ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ドミニカ、ガイアナ、グレナダ、スリナム、セントクリストファーネイビス、セントビンセント・グレナディーン、トリニダード・トバゴ

第4条 調査実施の留意事項

(1) 他の援助機関の対応

世界銀行は同地域に対し、2021年4月以降合計46億ドルのCOVID-19感染症拡大に資する支援を国際復興開発銀行（IBRD）や国際開発協会（IDA）を通じて実施している。この資金協力の一部として挙げられている国は、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ハイチ、セントルシア等で Specific Project と称された支援では、病院機材や医療用品（医薬品、ワクチンや医療従事者向けの防護服等）が提供されている。また米州開発銀行（IDB）は、中南米カリブ地域に対し10億米ドル分のワクチン接種及び配布に係る資金援助を含む216億米ドルの資金援助を2020年だけで承認していると発表している。

中米移民対策について連携を進めている USAID は、米国政府が掲げる「Root Causes Strategy」に基づき5つの柱（1. 経済不安及び不平等、2. 汚職撲滅、民主政治の強化及び法統治の促進、3. 人権、労働者の権利、出版の自由の促進、4. 暴力、強奪、ギャングや組織による犯罪の防止、5. 性別に基づく暴力や家庭内暴力の撲滅）の下、中米北部において、メキシコや他ドナー国、NGO、民間企業等とも連携しながら事業を展開している。

(2) COVID-19 関連の JICA の既存案件・調査

JICA が中米・カリブ地域において実施する、本調査と関連する調査や取組みの内容を十分に把握・分析した上で、国内調査・現地調査計画を策定する。既に実施されている JICA の調査については以下の通り。JICA 本部・在外拠点とも連携の上、最新情報を入手の上、調査に重複が生じないように留意する。

- ① 中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 情報収集・確認調査
- ② 全世界医療 ICT による新型コロナウイルス対策支援に係る情報収集・確認調査
- ③ 中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査
- ④ 中南米・カリブ地域スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査
- ⑤ グアテマラにおける移民に係る情報収集・確認調査
- ⑥ 「キューバ国経済改革に向けた人材育成ニーズに係る情報収集・確認調査」
- ⑦ 中南米・カリブ地域における ICT 環境整備及び DX 技術を活用した JICA 事業の遠隔実施推進にかかる情報収集・確認調査
- ⑧ 持続可能なコーヒーバリューチェーンモデル構築に係る情報収集・確認調査

(3) パイロット事業の選定及び実施

パイロット事業を4件実施することを想定している。パイロット事業に係る留意点は以下のとおり。

- ① パイロット事業を選定する際は、既存プロジェクトとの親和性や相乗効果、日本及び現地のリソースの活用可能性、パイロット事業後の実施体制等も考慮した上で、プロジェクト事業案を作成すること。
- ② パイロット事業として想定する事業の例については、配布資料「パイロット事業案」を参考とし、最大2件の具体的なパイロット事業案をプロポーザルにて提案する。2件の場合は、中米地域及びカリブ地域で各1件ずつとし、候補国としては在外拠点が存在する、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル共和国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントルシア、コスタリカ、ジャマイカとする。対象セクターの制限はないが、DX技術を用いたCOVID-19のリカバリーに資する活動、乃至レジリエンス強化に資する活動で、当該国のみならず他国での展開も想定し得るものとする。
- ③ パイロット事業の迅速性を担保するため、関係者間で合意がとれた事業については、前倒しで着手するなど、弾力的に工程を見直すこと。
- ④ パイロット活動の実施においては定期的にモニタリング及びレビューのタイミングを設け、継続・方向性修正等の判断を行うこと。
- ⑤ 最終的なパイロット事業は調査の中でコンサルタントからの提案を踏まえつつ、有識者会合、JICA 在外拠点とも協議等を踏まえ、決定する。提案するパイロット事業の選定基準・条件、活動イメージ等について、プロポーザルの中に提案すること。
- ⑥ パイロット事業の人月はプロポーザル時点では算出しがたいことから、各案件について、国内作業を1人月、現地活動を2人月（合計3人月）と想定し、積算することとする。また、現地で発生する経費については、1件当たり一律10,000千円を計上すること。
- ⑦ パイロット事業の実施に際しては、コンサルタントが主体的にパイロット事業の実施監理を行い、在外拠点は事業の随時モニタリング及び公的機関との調整等の便宜供与を行う。
- ⑧ パイロット事業の実施にあたっては、民間企業との共同実施を可とする。

(4) 現地調査方法・現地再委託、現地傭人

COVID-19の影響で、本調査期間中に現地調査及びパイロット事業対象国に入国が不可となる可能性に鑑み、調査方法を工夫し、最適な調査工程を提案すること。特にパイロット事業については現地で進めるため、現地リソースの有効活用を優先的に検討し、現地再委託にて実施する方法も提案すること。また、現地再委託に限らず、移動制限下における本調査実施上の工夫や提案者のネットワークを活用した調査方法があれば、これらについても積極的に提案すること。現地渡航回数は約26回を想定しているが、パイロット事業の実施方法を踏まえ提案可能とする。

【想定される現地渡航の内訳（例）】

- 情報収集のための渡航：15回（第一次現地調査8渡航（PGR作成前想定）、第二次渡航7回（DfR作成前想定））

- パイロット事業関係の渡航: 8回(パイロット事業4件、それぞれ2渡航)
- 最終報告書作成に係る渡航: 3回(業務主任者及び評価対象者のみを想定)

第5条 調査の内容

本調査は、中米・カリブ地域においてCOVID-19禍下における強靱な社会構築に向けたより良い復興(Build Back Better)の実現に資する取り組みに係る最新の情報を収集するとともにパイロット事業を通じて検証を行い、今後の対同地域における協力案件形成に向けた方針策定に資する分析・提言を行う。

- ① 各国重点セクターにおける経済・社会インフラ開発に係る情報収集、分析及びJICA協力の展開に資する提言
- ② 農水産業等のバリューチェーン開発の要素も含めたグリーン・エコノミーへの移行に資する情報収集、分析及びJICA協力の展開に資する提言
- ③ 中米北部三角地域(ノーザントライアングル)を中心にした移民発生の根本原因に関する最新情報収集・分析、米国等関係国の政策・対応策の動向の整理・分析及び南南・三角・広域協力の観点も含めた今後のJICA協力の展開に資する提言
- ④ ①-③を踏まえた、With/Post COVID-19禍下における強靱な社会構築に向けたより良い復興(Build Back Better)の実現に資する有効な開発協力の検討を図るためのパイロット事業の実施と効果の検証。
- ⑤ ①-④を踏まえたWith/Post COVID-19禍下における強靱な社会構築に向けたより良い復興(Build Back Better)の実現に係る開発シナリオの提案

特に、中米各国とカリブ諸国における支援ニーズの違いに着目しつつ、With/Post COVID社会における強靱な社会構築に向けた人材開発並びにインフラ開発の具体的な開発シナリオについて情報収集・分析、提言を実施する。同域内における経済インフラ(道路・橋梁、鉄道、港湾、空港)や社会インフラ(学校、上水施設、防災インフラ)開発及び人材開発に係る各国中央政府の開発計画をヒアリングすることに加え、中米移民問題解決に資する協力体制の検討、農業(特に中米地域)・水産(主にカリブ諸国)バリューチェーン開発、防災と気候変動への対処方針、パンデミックによってぜい弱性を露呈した観光セクターや地域経済開発、南南・三角・広域協力を活用したCOVIDパンデミックに対処する協力モダリティの分析及びJICAへの提言を行う。なお、各国における本調査で対象とする重点項目については別途配布資料として提示する。

(1) インセプション・レポートの作成

With/Post COVID19 禍下における強靱な社会共創のための人材及びインフラ開発に必要な協力の在り方について、JICA(地域部、課題部、在外拠点)及びJICAが指定する国際機関及び地域機関との協議結果、JICA実施の既存調査も踏まえて、中米・カリブ地域におけるCOVID-19の感染状況及び同域内各国の中央・地方政府によるCOVID-19対策・施策に関する最新情報、他ドナーや地域協力機関の資料を整理し、情報収集・分析に至るまでの準備を整える。調査全体の方針・方法を検

討した上で、調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

(2) 文献調査の実施

- ① 各国重点セクターのCOVID-19禍下における経済・社会インフラ開発に係る情報収集、分析
- ② 中米北部三角地域（ノーザントライアングル）を中心にした移民発生の根本原因に関する情報収集・分析、米国等関係国の政策・対応策の動向の整理・分析
- ③ 域内の南南・三角・広域協力に関する情報収集・分析
- ④ 農業及び水産バリューチェーン開発に係る情報収集、分析
- ⑤ グリーン・エコノミーへの移行に向けた民間セクター及び防災・気候変動に係る各種取り組みに関する情報収集、分析
- ⑥ 地域社会経済開発に関する情報収集、分析

(3) 現地調査の実施

- ① 調査対象国のうち、(1) で選定された現地調査対象国において、(2) の調査内容を踏まえて、現地調査を行う。現地調査では、中央・地方政府関係者、民間企業、他ドナー等を対象にヒアリングを行い、課題及び協力ニーズを確認する。
- ② 調査対象国の詳細は(1) で決定するが、以下の通り、最大3回渡航することを想定し、積算すること。

(4) パイロット事業の選定

(1)、(2) の調査結果を踏まえ、中米・カリブ地域における With/Post COVID-19 社会の開発協力の在り方の検討に資するパイロット事業（案）を最大5件提案する。提案に当たっては、国内作業及び現地調査時にヒアリングを行った相手国政府やパイロット事業の対象者（現地パートナー）を特定した上で、パイロット事業候補を提案する。また、提案に当たっては、JICA の関連事業との連携なども考慮し、JICA 側担当者との協議しながら提案すること。

最終的なパイロット事業はコンサルタントからの提案を踏まえつつ、JICA 現地事務所とも協議の上、決定する。

(5) パイロット事業計画作成

(3) で選定したパイロット事業に対し、パイロット事業計画案を作成する。計画案の作成にあたっては、JICA 担当者と都度協議の上、計画の方針を確認しながら進めること。また、JICA に対し、同事業計画案の内容について協議・確認し、最終化する。

(6) パイロット事業の実施

パイロット事業計画に基づき、パイロット事業を実施する。パイロット事業実施にあたっては、以下の点を行う。

① 現地関係機関への説明・合意形成

パイロット事業計画について、現地関係者（相手国政府（関係省庁、地方政府））、民間企業等に説明し、パイロット事業実施に向けた協議を行う。また、協議を受けて、関係機関間での合意形成を行う。

② パイロット事業の実施

下記に記載する活動項目は現段階で想定しているものであり、実際に事業実施計画を作成する過程で、事業の各項目について具体化すること。活動項目は、ワークショップ開催、技術指導、システム開発、実証活動の実施、必要な資機材の提供などである。

③ 現地報告会の実施

現地関係者（相手国政府（関係省庁、地方政府））、民間企業等にパイロット事業の活動、成果について報告を行う。報告会の実施にあたっては、JICA側担当者と協議の上、実施方法等を確認すること。

(7) プロGRESS・レポートの作成

上記(2)～(6)の結果を踏まえ、情報収集の進捗、優先的に取り組むべき課題及び協力ニーズについて整理・分析し、PROGRESS・レポートとして提出する。

(8) 今後の協力シナリオに係る検討・提言

上記(2)～(7)の結果を踏まえ、JICAスキームを通じた協力シナリオに関して検討し、JICAへの提言を整理する。

(9) ドラフト・ファイナルレポートの作成

上記調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取り纏め、その内容についてJICA及び必要に応じ、JICAが指定する地域機関等と協議する。

(10) ファイナルレポートの作成

JICA（事務所を含む）へのファイナルレポート（案）の説明・協議を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

第6条 報告書等

(1) 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は2023年3月8日とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上その内容について了承を得るものとする。

報告書	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 1 部 電子データ
インセプション・レポート	業務開始後 1 ヶ月後 (7 月 1 日を想定)	和文 1 部、英文 1 部 電子データ
プロGRESS・レポート	2022 年 9 月中旬	和文 1 部、英文 1 部 電子データ
ドラフト・ファイナルレポート	2022 年 12 月中旬	和文 1 部、英文 1 部 電子データ
ファイナルレポート	2023 年 3 月 8 日まで	和文 5 部 (製本版) 英文 20 部 (製本版) 西文 20 部 (製本版) CD-R 和文、英文、西文 各 1 枚

(2) その他作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を提出すること。

- ① 調査結果に基づく学術論文 (査読中の論文を含む)
- ② 国際開発に関する雑誌等への寄稿

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 詳細活動計画
- ④ 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月より2023年3月まで本業務を実施することを想定しています。また、2022年9月までにはプログレス・レポートを、2023年3月8日までにファイナルレポートを提出してください。（現地調査は2022年内に終わることを前提に、）提案者が最適と考える業務の工程をプロポーザルで提案してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 63 人月（現地：30人月、国内33人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／Build Back Better（2号）
- ② 強靱な社会構築に向けたインフラ開発（3号）
- ③ 経済インフラ開発
- ④ 社会インフラ開発
- ⑤ グリーン・エコノミー（3号）
- ⑥ 農業バリューチェーン開発
- ⑦ 水産バリューチェーン開発
- ⑧ 地域経済・社会開発
- ⑨ 防災・気候変動対策
- ⑩ 中米移民根本原因対策/南南・三角・広域協力
- ⑪ イノベーション／パイロット事業実施監理

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ パイロット事業の実施あるいは支援

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」最終報告書（要約版・本文）
- 「中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査」カンントリーレポート
- 「中南米・カリブ地域におけるICT環境整備及びDX技術を活用したJICA事業の遠隔実施推進にかかる情報収集・確認調査」ファイナルレポート
- 本調査対象重点項目に係る資料

2) 公開資料

- 「中南米・カリブ地域におけるUHC達成に係る基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポート（ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラスのみ）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045864.html>

（５）対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められています が、便宜供与にかかる支援を必要とする場合は、JICA 本部及び在外事務所に随 時連絡・協議してください。

以上